

今定例会で 可決した

意見書・決議(要旨)

今定例会で可決した意見書・決議は次のとおりです。意見書は関係機関に提出しました。

都営住宅建替えに伴う余剰地の有効活用に関する意見書

今回、区は都営綾瀬七丁目団地の建替えにあたり、余剰地を障害者施設整備に活用することを計画しているが、東京都の「東京都が行う公共住宅建設に関する地域開発要綱」では、区に無償貸付を認めているが社会福祉法人への貸付は有償となっている。

また、区からの無償転貸については運用上認められていないことから、当該法人が施設を建設し運営することを困難にしている。

よって、足立区議会は東京都に対し、下記事項の実現を強く求めるものである。



記

- 1 障害福祉施設を運営する社会福祉法人に限り、無償貸付できるように要綱の改正を行うこと。
- 2 要綱改正までの間、区に無償貸付又は無償使用許可された用地については、障害福祉施設を運営する社会福祉法人

に限り、無償転貸を可能とするよう要綱の運用改正を行うこと。

都市計画税及び固定資産税の軽減措置の継続を求める意見書

我が国の経済状況は、一部の企業で景気回復の兆しが見えてきたと言われているが、経営基盤の脆弱な小規模事業者にとっては未だ深刻な経営環境にあり、本格的な景気の回復には至っていないのが現状である。

こうした中、東京都が実施している「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置」及び「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる軽減措置」は、区民の過重な税負担を緩和し、厳しい経営環境にある小規模事業者にとっても、事業の継続や経営の健全化への大きな支えとなっている。

よって、足立区議会は東京都に対し、現在の景気状況における区民の税負担に配慮し、下記事項を平成20年度以降も継続するよう強く求めるものである。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置
- 3 商業地等における固定資産税・都市計画税について、負

担水準の上限を65%に引き下げる軽減措置

(東京都知事あて)

固定資産税における償却資産に関する意見書

地方税法第351条では、償却資産に対して課する固定資産税の課税標準額が150万円に満たない場合には、固定資産税を課することができないとする免税点を定めている。

現行の免税点は、平成3年に定められてからすでに16年が経過している。当時と比べ償却資産の経済的価値が上昇しているため、極めて小規模な設備等の償却資産も課税対象となり、長引く不況に苦しむ小規模事業者の経営を圧迫している。

よって、足立区議会は国会及び政府に対し、納税者が納得して納税できる制度への改善と申告しやすい環境を整えるため、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 1 固定資産税における償却資産の免税点を基礎控除に改めるとともに、控除額を大幅に引き上げること。
- 2 償却資産の申告期限を3月15日とすること。

(衆・参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣あて)



原爆症認定制度の抜本的な改善を求める意見書

(東京都知事あて)

広島・長崎で原子爆弾の被害を受け「被爆者健康手帳」の交付を受けている被爆者は国内に約25万人在住しているが、そのうち「原爆症」と認定されている被爆者はわずか1%にも満たない。

今年8月には安倍前首相が原爆症認定の基準見直しを表明するなど、改善に向けた姿勢は見られるものの先行きは未だ不透明であり、高齢化した被爆者の救済は、人道的、社会的見地から一刻の猶予も許されるものではない。

よって、足立区議会は国会及び政府に対し、原爆症認定制度の抜本的な改善を早急に実施するとともに、被爆者救済について適切な対応を図るよう強く求めるものである。

(衆・参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣あて)

国勢調査の抜本的見直しを求める意見書

国勢調査は、統計法による指定制調査として、大正9年から5年ごとに行われてきたが、この間、「対面式」の調査方法を基本としてきた。

この調査方法で行った平成17年度の調査では、全国的にトラブルが頻発し、調査の実効性の低下が懸念される事態が生じている。その原因の一つに、同年施行の個人情報保護法が大きく影響している。

現在の国勢調査は、区民、自治体双方にとって負担が大きく、その原因は詳細な調査項目と記名調査にあることは明白である。

取り調べの可視化の実現を求める意見書

(衆・参議院議長、内閣総理大臣あて)



よって、足立区議会は国会および政府に対し、国勢調査のあり方について、調査方法はもとより調査自体の意義や必要性も含め、早急に抜本的見直しをすべく強く求めるものである。

裁判員制度導入にあたって、裁判員制度導入にあたって、

現在、東京地検をはじめ各地の地検で被疑者に対して警察や検察が行う取り調べの全過程を録音・録音する「取り調べの可視化」を試行している。可視化により、冤罪の原因となる密室での違法・不当な取り調べによる

の違法・不当な取り調べによる自白の強要を防止し、供述調書の自白の任意性や信用性が争われた場合には、取り調べの録音・録音テープが証拠となる。取り調べの可視化は、自白の任意性、信用性を迅速・的確に判断するための方策として、裁判員制度導入にとって不可欠な取り組みの一つであり、冤罪事件を防ぐことにもつながる。

よって、足立区議会は国会および政府に対し、2009年5月の裁判員制度実施までに、取り調べの可視化を実現するよう強く求めるものである。

(衆・参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣あて)

民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書

(衆・参議院議長、内閣総理大臣あて)

民法第772条第2項は「婚姻の解消若しくは取消の日から30日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する」と、「嫡出推定」の規定を定めている。本来この規定は、法律上の父親をはっきりさせ、子どもの身分を早期に安定させるためのものであった。

しかし、制定から100年以上たった今、離婚・再婚をめぐり社会情勢の変化などもあり、一部時代に合わなくなっている。よって、足立区議会は国会および政府に対し、慎重に検討しつつも、子どもの人権を守るため、離婚前妊娠であっても社会通念上真にやむを得ない場合は、現在の夫の子として出生届を認めるなど、嫡出推定の救済対象を拡大するよう強く求めるものである。

(衆・参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣あて)

メディカルコントロール体制の充実を求める意見書

外傷や脳卒中、急性心筋こうそく等の救急治療を要する傷病者に対する救急出動件数(平成18年)は、523万件余に上る。この救急・救助の主眼的役割を担うのが救急医および救急救命士等であり、一刻を争う救命処置



とともに高い専門性が求められる。この救急隊が行う応急措置の質の向上を協議するメディカルコントロール(MC)体制の充実、特に医師による直接の指示・助言(オンラインMC)体制の整備が求められている。よって、足立区議会は政府に対し、下記の事項の早期実現を強く求めるものである。



記

- 1 全国メディカルコントロール協議会連絡会を定期開催し、地域メディカルコントロール協議会との連携強化を図ること。
- 2 メディカルコントロール協議会を充実させるため、財政措置の拡充を図ること。
- 3 オンラインメディカルコントロール体制の構築を推進すること。
- 4 救急救命士の病院実習や再教育の充実・強化を図ること。
- 5 救急活動の効果実証や症例検討会の実施を図ること。

(内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣あて)

食品の偽装・不正問題についての抜本的対策を求める意見書

食品の偽装・不正の発覚が続いている。偽装表示の規制は、農林水産省の所管するJAS(日本農林規格)法、厚生労働省の食品衛